

山梨県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）第2に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付ける同ガイドライン第2の3に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、予算の範囲内で本資金の利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給率等)

第2条 本資金の貸付利率は、ガイドライン第2の4の（4）に基づき、農林水産省から別途連絡がある貸付利率のとおりとし、利子補給率は、ガイドライン第3の2に基づき、農林水産省から別途連絡がある基準金利と貸付利率との差とする。

2 東北地方太平洋地震（以下、「地震」という。）が発生した平成23年3月11日の後から平成24年3月31日までの間に、県の利子補給承認が行われ、地震により著しい被害を受けた農業者が借入れる本資金については、平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7269号農林水産事務次官依命通知。以下、「23年度利子助成事業実施要綱」という。）に定めるところにより、第2条の1に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を、経営局長が別に定める公募要項により公募した者の中から選定された団体から、当該農業者（ただし、23年度利子助成事業実施要綱第3の2の（2）に規定する間接被災者については、本規定は適用しないものとする。）に対して、貸付後最長15年間、毎年度国の予算の範囲内で助成する措置が講じられる。

(利子補給金の額)

第3条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における本資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞金を除く。）の総和を当該期間の属する年の年間の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

2 前項の年当たりの日数は、閏年の日を含む期間についても365日とする。

(利子補給契約書)

第4条 第1条の利子補給は、知事と当該融資機関との間に締結する利子補給契約書（第1号様式）によって行うものとする。

(利子補給の承認)

第5条 融資機関は、本資金を貸し付けようとする場合は、利子補給承認申請書（第2号様式）及び経営改善計画に関する要件書（第3号様式）を作成し、ガイドライン第2の1に規定する貸付対象者（以下「貸付対象者」という。）から提出された農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）に規定する借入申込書及び経営改善計画の写しを添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類を受理したときは、内容を審査し、利子補給の諾否を該当融資機関に通知するものとする。

(貸付け等)

第6条 融資機関は、前条第2項の規定により利子補給の承諾を受けたときは、その日から3月以内に当該貸付者に貸付けを行わなければならない。

(利子補給の変更承認)

第7条 融資機関は、前項の規定による貸付けの弁済期限等を変更しようとするときは、利子補給変更承認申請書(第4号様式)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申込書を受理したときは、内容を審査し、利子補給の変更の諾否を当該融資機関に通知するものとする。

(貸付け等の報告)

第8条 融資機関は、第6条の規程により貸付けを行ったときは、貸付けた日から7日以内に貸付実行報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 融資機関は、前条の規定による変更の承諾を受けた貸付けの弁済期限等を変更したときは、変更した日から7日以内に利子補給変更報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の請求)

第9条 融資機関の知事に対する利子補給金に請求は、利子補給金交付請求書(第7号様式)によらなければならない。

2 前項の請求は、第3条の規程による毎期末の翌月中に行わなければならない。

(利子補給金の支払等)

第10条 知事は、融資機関から前条の利子補給金交付請求書を受理した場合において、その請求が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打切り等)

第11条 知事は、利子補給に係る本資金について、次の場合は、これ以降融資機関に対し、当該借受者への貸付けに係る利子補給金を打ち切るものとする。

- (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入れを辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 知事は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第12条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る本資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(書類の経由)

第13条 この要綱により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の農務事務所を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。